

平成31年度
(2019年度)

事業計画



社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会

【事業方針】

本年度は、第2次地域福祉活動計画の中間年であり、過年を振り返り中間評価とこれからを見通す必要があります。

一昨年の夏に市社協の地域福祉活動計画推進3カ年アクションプランを策定し、3カ年で地域福祉の推進基盤を強化して成果を着実に生み出し可視化することによって、住民主体の福祉活動が質量ともに向上し、本市の地域包括ケアシステムの実現に寄与することで、行政のみならず、住民や関係機関から社協の信頼と存在価値を高めることをめざして取り組みを進めているところです。

また、もう一つの見直しの視点として、市社協が具体的に「どのような地域をめざすのか」昨年9月の経営の在り方検討委員会で答申いただいた一定の方向性であり、人としての尊厳を常に中心において総合的福祉に取り組む法人として、情報を集約し法人組織全体に行きわたらせるコントロール機能としての総務企画部門を中心とした3課体制を目指してまいりたいと思います。

住民主体の地域福祉とは、豊中市社協の言葉を借りますと「ひとりぼっちをつくらない、絆や繋がりが薄くなった社会、無縁社会を無くすことへの挑戦」と言われています。孤立や孤独は、社会保障制度や社会福祉サービスだけでは無くすることが出来ません。住民が繋がりがあって、一人の不幸も見逃さない心意気がなければ無くせません。

そして、住民主体は、地域に存在する孤立や孤独などの課題に気づき、住民が主体的に取り組むということ、ほっとけないと自発的に住民が決め、同じ志をもった住民と意識的に繋がりを、住民の暮らしの中から思いや願いを連携して形にしていく活動と言われています。

市内では見守り支えあいに向けた活動や支援の輪が広がりつつあります。地域で見守り・見守られることが実感できる、繋がりのある近江八幡市をめざして、居場所づくり等地域の皆で互いに支えあいのできる取り組みを住民とともに広げて参ります。

災害時には、市内ボランティアが中心となって支援活動が出来るように、日頃の活動を通して体制づくりに取り組んで参ります。

人口減少社会の中での地域共生社会の推進は、誰もが我がごととして、お互い出来ることを、ゆっくりな人も早い人も、きちんとした人もだいたいな人もいる多様な人たちが主役となって、いろいろな人が混ざり、わずらわしさをいとわず、誰もが主役となって地域をつくっていくことが、私たちの目指す地域共生社会です。

そのためにも福祉・介護人材の確保が困難な今日、実践において必要となる専門性と知識・スキルが高まるなかで、組織の中と外においても人材育成と人のつながりの拡大を図り、その延長として人材バンクの設置や法人としての無料職業相談機能を考えてまいります。

近江八幡市社協では、近江八幡市に暮らすひとり一人、誰もが、「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで、大切にされ自分らしく暮らせる地域づくりのために、暮らしの舞台である「地域」や主役である「地域住民」を第一に考え取り組みを進めていくことを「CommunityFirst」(コミュニティファースト)とスローガンとし、役職員一丸となって取り組みを進めます。

【重点項目】

事業方針を踏まえ、次の項目を重点項目とし、「CommunityFirst」(コミュニティファースト)をスローガンに事業に取り組んでいきます。

1 見守り支えあいネットワークを推進する地域の人材の育成と活動支援

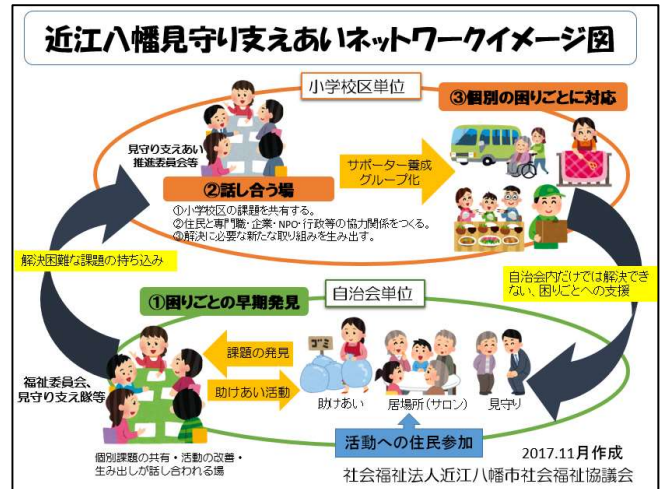
自治会単位の【①困りごとの早期発見】、小学校区単位の【②話し合う場】および【③個別の困りごとに対応】を「近江八幡見守り支えあいネットワーク」の3本柱として、生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取り組みを育てていきます。

自治会役員や民生委員児童委員などの役員を担う方の負担が増えていることや、役員のなり手不足、地域の組織力が低下しています。

そこで、自分にできる少しのことで助けあいに参画できる人材の発掘と育成を目的に「地域福祉リーダー養成講座」を新たに開催し、地域における支えあいの取り組みの推進リーダーを増やすとともに、活動に必要な助成金事業の取り組みや情報提供などの活動支援の充実を図り地域力強化に取り組めます。

達成目標

- ・自治会単位の見守り支えあい体制づくり 計 55 力所 (新たに 15 力所)
 - ・学区単位の居場所づくり 計 10 力所 (新たに 2 力所)
 - ・学区たすけあいサポートセンターづくり 計 7 力所 (新たに 6 力所)
- (第2次地域福祉活動計画推進3カ年アクションプランより)



2 総合相談機能の強化と制度の隙間への対応

「福祉の困りごとがあれば社会福祉協議会へ」といつでも気軽に相談できる身近な相談窓口として、相談を受け止め、解決に向けて支援できるよう相談機能の強化と、ひきこもりの方への支援など既存の制度では対応できない困りごとの解決に向けて、地域住民をはじめボランティア団体等と連携し、受け皿づくりと困りごとをほっておかない地域づくりに取り組みます。また、暮らしづらさを抱えている人の自立に向けて、新たに市の委託を受け、就労の準備支援を進めていきます。こうした取り組みを進めるとともに、行政をはじめ、関係機関との連携を図りながら、社会福祉法人・福祉施設連絡会の開催など、地域の福祉課題の解決に向けたネットワークづくりに取り組みます。

3 介護保険事業および障害福祉サービス事業の取り組み

高齢者や障がい者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い福祉サービスが提供できるよう将来にわたって安定した在宅福祉サービスに取り組めます。

【事業計画】

1. 排除と孤立をほっとかない思いやりの育つまちづくり

(1) お互いに支えあう風土づくり（広報啓発）

福祉の風土を育てていくため、広報誌やホームページ、フェイスブックなどによる情報発信や講演会等の開催により、情報を発信し地域で支えあう意識を高めていきます。

また、市社協職員だけが、広報啓発を行うのではなく、住民参画を通じて、地域住民の皆様とのコミュニケーションをこれまで以上に円滑し、社協の応援ネットワークづくりに取り組みます。

- ① 広報誌の発行（全戸配布年6回）・声の広報発行（年6回）（赤い羽根共同募金）
- ② ホームページやフェイスブック、ライン、メール発信等での情報発信の充実
- ③ 社会福祉大会の開催

(2) 福祉の学びの推進（福祉教育）

学校と地域とが連携し、ともに活動しながら福祉の意識を育む取り組みを推進します。また、自治会等へ出向くなど様々な機会を通じて、支えあう福祉の心を育みます。

- ① 学校や地域の福祉団体と連携した活動体験型福祉教育の推進
- ② 赤十字奉仕団による福祉学級の開催支援
- ③ 出前講座（支援の必要な方への理解および支えあいの地域づくりを啓発）の実施

(3) ボランティア活動の推進（ボランティアセンター事業の推進）

様々な人たちがボランティア活動に参加するきっかけづくりを行います。また、ボランティア同士のつながりづくりや、関係機関と連携し、地域の活動者とともに困りごとと活動者をつなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

- ① ボランティア運営委員会の開催
- ② ボランティア活動に関する活動・相談支援
- ③ 出前ボランティアの活動紹介
- ④ ボランティア交流会の開催
- ⑤ 安土町ボランティア連絡協議会の支援
- ⑥ ボランティア講座の開催（福祉ボランティア講座・退職男性講座等）
- ⑦ 学区助けあいサポートセンターの推進（地域力強化推進事業）
- ⑧ ボランティア保険の手続き

2. 共感し、共有しあえる居場所づくり

(1) 地域の居場所づくりの推進

共感し、共有しあえる安心してらせる地域づくりをめざして、身近な地域の居場所づくりを推進します。また、子育て期の保護者や子どもたち、くらしづらさを抱えた人がほっとできる身近な地域の居場所づくりを推進します。

- ① 居場所づくりの立ち上げ・運営支援（自治会単位・学区単位）
- ② 子どもの居場所づくり（子ども食堂・学びの広場）の活動支援（テーマ型募金事業）
- ③ 子育て支援つどいの広場事業の実施（市委託事業）
- ④ くらしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり（赤い羽根共同募金事業）
- ⑤ レクリエーション備品の貸出

(2) 地域で出番づくり

地域の一部の人が活動者になるのではなく、みんなが福祉活動に参画する地域づくりを推進します。また、子どもが地域の大人と一緒に福祉活動に参加できる機会をつくり訪問活動を推進します。

- ① 子どもによる訪問活動の推進（子ども民生委員活動、子ども見守り隊等）
- ② 親子ボランティア体験事業の実施（新）
- ③ 出前講座の実施（地域活動・ボランティア活動への取り組み）

3. 見守りと支えあいのつながりのあるまちづくり ～自分のまちを信頼して「助けて」と言える地域～

(1) 自治会単位の福祉ネットワークづくり

自治会単位において、自治会役員・民生委員児童委員・福祉協力員の連携を中心に福祉課題の早期発見や課題の解決に向けての話し合いの場づくりが行える見守り支えあい推進組織づくり（見守り隊、福祉委員会など）を推進します。

- ① 福祉協力員、民生委員児童委員の活動支援
- ② 見守り支えあい活動推進組織（福祉委員会など）の立ち上げ・活動支援
- ③ 見守り支えあいの地域づくり一覧表の作成（自治会版）
- ④ 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業（テーマ型共同募金事業）
- ⑤ わがまちのお助け隊をつくろう学習会の開催（地域力強化推進事業）

(2) 学区（地区）社協を主体とした地域福祉活動の推進

学区（地区）社会福祉協議会と一緒に、地域と行政、地域包括支援センター等とが連携して、地域の状況に応じて、地域の困りごとを我が事と受け止め、地域全体で支えあいのできる共生の地域づくりに取り組みます。特に、地域の課題を話しあい、必要な取り組みを住民主体で推進できる人材の発掘と育成のため、地域福祉リーダー養成講座を開催し、地域力強化に取り組みます。また、市と連携し、生活支援体制整備事業に参画し、地域福祉の視点から安心してらせる地域づくりに取り組みしていきます。

- ① 学区（地区）社会福祉協議会の活動支援
- ② 学区（地区）社協会長会、地域福祉推進委員会の開催

- ③ 見守り支えあい活動の推進（見守り支えあい推進会議、見守り組織連絡会等）
- ④ 見守り支えあい推進委員会の開催（協議協働の場づくり）
- ⑤ 学区助けあいサポートセンターの体制づくり（地域力強化推進事業）（再掲）
- ⑥ 見守り支えあいの地域づくり一覧表の作成（学区版）
- ⑦ 学区（地区）ごとの福祉計画策定支援、学区民生委員児童委員協議会活動強化方策の策定支援（新）
- ⑧ 地域福祉リーダー養成研修の開催（新）（地域力強化推進事業）
- ⑨ 地域福祉活動推進強化のための助成事業の充実（新）

（３）福祉関係団体・企業等との連携・協働

市内の福祉関係団体との連携を深め、地域福祉活動を推進します。

- ① 市内福祉関係団体等の活動支援・連携
- ② 福祉団体への助成
- ③ 近江八幡市民生委員児童委員協議会事務局
- ④ 近江八幡市赤十字奉仕団事務局
- ⑤ 近江八幡保護司会との連携
- ⑥ 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進（見守りあい協定締結等）

（４）災害時支援の仕組みづくり

いつ起こるか分からない災害に備えて、地域で支援を受け入れる力を日頃から高めていくために地域ぐるみの災害ボランティアセンターの体制づくりに取り組みます。また、障がいのある方や要介護状態にある方などの当事者組織支援団体を交えた災害時を意識した日頃からのネットワークづくりに取り組みます。

- ① 災害ボランティアセンター運営訓練の実施（本部・サテライト）
- ② 災害ボランティアセンターに関する学習会の開催（新）
- ③ 災害ボランティアセンター運営連絡協議会の開催（新）
- ④ 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進
- ⑤ 出前講座の開催（HUG、クロスロード、災害時にも生きる日頃の活動等）
- ⑥ 日頃の見守り支えあい活動の推進

4. 市社会福祉協議会の基盤強化

～多職種がいる社協の力を地域で発揮する～

（１）総合相談の機能強化

「福祉の困りごとがあれば社協へ」という身近な相談窓口として、行政や地域包括支援センター等の関係機関、地域の福祉関係団体等と連携し、相談体制の充実や制度の隙間の課題への対応が図れるよう相談機能の充実を図ります。また、就労準備支援事業の委託を受け、市と連携して、暮らしづらさを抱える方に寄り添い、就労に向けた準備を進めます。

- ① 心配ごと相談事業の実施

- ② 学区心配ごと相談所の推進
- ③ 福祉の困りごと相談（常設）
- ④ 生活困窮世帯支援事業（赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業）
- ⑤ フード&暮らし必需品バンク
- ⑥ 暮らしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり開催（赤い羽根共同募金事業）（再掲）
- ⑦ 生活福祉資金貸付事務（市小口資金補助業務を含む）
- ⑧ 就労準備支援事業（市委託事業）（新）
- ⑨ 社協内部の部門間連携の強化

（２）地域福祉権利擁護の取り組み

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類などの預かり等の支援を行います。

- ①地域福祉権利擁護事業の実施
- ②地域福祉権利擁護事業における地域との連携強化

（３）在宅福祉サービス等の実施

高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの生活に寄り添った支援を行います。

また、社協では、地域福祉活動や相談支援等の幅広い機能と介護サービスの連携をはかり、人とのつながりを保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることをサポートします。

《介護保険事業》

1. 居宅介護支援事業

行政および地域包括支援センター、医療機関、その他関係機関と連携し、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成や介護保険の相談業務を行います。

- ①居宅介護支援事業所

2. 通所介護事業

利用者の立場に立った適正な事業を実施し、心身機能や機能訓練、口腔機能などの生活の質の向上を図り、社会的孤立感の解消および家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。

- ①デイサービスセンターひまわり
- ②デイサービスセンターきらめきあづち

3. 訪問介護事業

日常的に介護を必要とする利用者の生活を支え、その家族を支援し、自立支援を目的としたホームヘルプサービスを提供します。

- ①ヘルパーステーションあづち

《障がい福祉サービス》

1. 相談支援事業

障がい福祉サービス等および障がい児通所支援の申請に係るサービス等利用計画案を作成します。

- ①相談支援事業所

2. 介護給付事業

障がいのある方を対象に自立支援を目的としてホームヘルプサービスを提供します。

また、視覚障がいのある方の移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。

- ①近江八幡市社会福祉協議会居宅介護事業所
- ②ガイドヘルプひまわり

《高齢者支援に関する事業》

1. 高齢者支援に関する事業

公共交通機関の利用困難な要介護高齢者を対象に通院（介助）、送迎や、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に公的サービスでは対応できないサービス等に対応します。

- ①福祉輸送事業
- ②生活支援事業
- ③車いすの貸出事業

《障がい児者支援に関する事業》

1. 手話通訳事業

聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、手話通訳サービスを実施します。

手話通訳者設置事業

- ①手話通訳事業

(4)

地域福祉活動の推進のための財源確保と共同募金運動の活性化

市民のみなさまからの寄付金や賛助会費の有効活用と使途の透明化を図ります。また、これまで見直しができていなかった一般会費の基準を見直し、地域福祉活動に関わる人材の育成と課題解決に向けた取り組みの充実をめざして活動が見えるように事業を進めていきます。お互いに支えあう活動への多様な担い手の参画と活動の活発化を図るとともに、共同募金委員会と連携を図り、テーマ型募金の実施など寄付文化の醸成に向けた取り組みを進めます。

- ①一般会費・賛助会費
- ②善意銀行
- ③近江八幡市共同募金委員会事務

(5) 施設・事業所などと連携し、地域福祉活動を推進

市内の施設や事業所等との連携を深め、地域の課題解決に向けて一緒に活動を推進するとともに地域との連携を図っていきます。また、社会福祉法人・福祉施設との連携による

地域福祉課題の解決に向けた協議・協働の場づくりとして、社会福祉法人・福祉施設連絡会を開催します。

- ①施設・事業所等との協議の場づくり
- ②施設・事業所等と地域福祉活動との連携、協働の取り組み
- ③社会福祉法人・福祉施設連絡会の開催（新）

（6）市社会福祉協議会の基盤強化

市社会福祉協議会の運営にかかる基盤の強化を図ります。

《会務の運営》

- ①理事会、評議員会
- ②委員会の設置（地域福祉活動委員会、経営あり方検討委員会）
- ③財務管理（経理）
- ④職員研修
- ⑤情報管理（個人情報保護、情報公開）

《基盤強化》

- ①第2次地域福祉活動計画の推進および進捗管理
- ②地域福祉推進事務局会議の開催（行政との連携・協力体制）
- ③社会福祉協議会の内部連携強化
- ④地域課題に対応できる組織体制づくり
- ⑤法人の健全経営

《苦情解決の実施》

- ①第三者委員会の設置

《施設運営管理》

- ①市総合福祉センター管理運営事業（委託）
- ②安土デイサービスセンター管理運営事業